

葉山町議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前	解説
<p><u>(議員研修)</u> <u>第20条 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例及び葉山町議会議員政治倫理条例に関する研修を行わなければならない。</u></p>		<p>議員の任期開始後、速やかに議会基本条例及び議会議員政治倫理条例に関する研修を行うことを義務付けた。</p>

葉山町議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前	解説
<p>(起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員は、<u>刑事事件</u>の嫌疑により公訴を提起された後、なおその職にとどまろうとするときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の定めるところにより保釈又は拘留の取消し若しくは執行停止の決定があった日の翌日から起算して30日以内に、なおその職にとどまろうとする理由を釈明するための説明会を開かなければならない。</p> <p>2～3(略)</p>	<p>(職務関連犯罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員は、<u>刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)</u>の嫌疑により公訴を提起された後、なおその職にとどまろうとするときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の定めるところにより保釈又は拘留の取消し若しくは執行停止の決定があった日の翌日から起算して30日以内に、なおその職にとどまろうとする理由を釈明するための説明会を開かなければならない。</p> <p>2～3(略)</p>	<p>職務関連犯罪に限っていた起訴後の説明会について、軽微な犯罪や自己の過失が少ない場合であっても、「刑事事件」について起訴された時点で、町民の議員に対する不信感は大きく、こうした場合になおその職にとどまろうとするときは、町民からの不信感を払拭するために、犯罪事実の認否や職にとどまろうとする理由等を町民に説明することが必要であることから、起訴後の説明会の開催範囲を「刑事事件」全般に改めた。</p>
<p>(有罪確定後の措置)</p> <p>第11条 議員は、<u>刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪及び議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪</u>により有罪判決の宣告を受け、その刑(<u>執行猶予を付される場合を含む。</u>)が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1</p>	<p>(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p>第11条 議員は、<u>職務関連犯罪の罪</u>により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</p>	<p>有罪判決確定後は、職務関連犯罪はもとより、それ以外の犯罪であっても、「議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪」により有罪(執行猶予を付された場合を含む)が確定した場合は、町民の代表者として求められる品位と名誉が損なわれ、町政に対する町民の信頼を著しく失墜させることになる。そこで、法律で定められた失職の規定に該当しない場合であっても、その信頼回復のために自ら辞職手続を執ることとし</p>

改正後	改正前	解説
<p>項の規定及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(宣誓書の提出)</u></p> <p><u>第14条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、葉山町議会基本条例(平成21年葉山町条例第13号)第20条に規定する議員研修の修了後、速やかに、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 (略)</p>	<p>た。</p> <p>「議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪」の範囲については、人事院が国家公務員の懲戒処分の指針として作成した「懲戒処分の指針について」により免職又は停職処分とされるような犯罪行為がこれに当たるものとする。</p> <p>例示すれば以下のとおり</p> <p>放火、殺人、傷害、横領、窃盗・強盗、常習賭博、麻薬・覚せい剤等の所持又は使用、淫行、痴漢行為、盗撮行為、飲酒運転、飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもので死亡又は重篤な傷害)、著しい速度超過等悪質な交通法規違反</p> <p>政治倫理条例を遵守する宣誓書の提出を義務付けた。</p> <p>(規則で定める宣誓書の様式)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、葉山町民全体の奉仕者として町政に携わる権能と職責を深く自覚し、法令及び葉山町議会議員政治倫理条例を遵守し、厳しい倫理意識に徹して常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを宣誓します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>備考 氏名は自署すること。</p> </div>

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前	解説
<p>(<u>逮捕等期間における議員報酬の一時差止め等</u>)</p> <p>第4条の2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、町議会議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けた場合には、当該処分を受けた期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(<u>公訴中の期間における議員報酬の一時差止め等</u>)</p> <p>第4条の3 <u>第2条及び第3条の規定にかかわらず、町議会議員が、刑事事件(葉山町議会議員政治倫理条例(平成14年葉山町条例第25号)第11条に規定する犯罪に限る。以下この条において同じ。)の被告人として起訴され、当該起訴された日からその判決が確定するまでの期間(逮捕等期間を除く。以下「公訴中の期間」という。)に招集された定例会及び臨時会の会議(以下「会議」という。)、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会であって、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。)並びに全員協議会に、1月(その月に公訴中の期間以外の期間を含むときは公訴中の期間に限る。)につき、会議、委員</u></p>	<p>(<u>議員報酬の一時差止め等</u>)</p> <p>第4条の2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、町議会議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けた場合には、当該処分を受けた期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>見出しの変更</p> <p>政治倫理条例第11条で規定する犯罪で起訴された場合、当該起訴された日から判決が確定する日までの期間において開催される定例会及び臨時会の会議、当該議員が所属する委員会(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)及び全員協議会に、1月につき2分の1を超えて欠席したときは、その月の議員報酬を一時差し止めることとした。</p>

改正後	改正前	解説
<p><u>会及び全員協議会の総日数に対して、その2分の1を超える日数の会議、委員会又は全員協議会を欠席(公務上の災害及び裁判所への出廷を理由とする欠席並びにその他議長が認める欠席を除く。)した場合には、当該月の議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める月が起訴された日又は判決が確定する日の属する月であって、当該起訴された日が月の初日でないとき又は判決が確定する日が月の末日でないときは、それらの月に係る議員報酬の支給の一時差し止めは、公訴中の期間に限るものとし、公訴中の期間以外の議員報酬の支給は、当該月の現日数を基礎として日割により算出した額とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する議員報酬の支給の一時差し止めは、当該一時差し止めの理由となった刑事事件に関し、無罪判決が確定した場合は、これを取り消す。</u></p> <p><u>4 第2条及び第3条の規定にかかわらず、第1項に規定する議員報酬の支給の一時差し止めに係る刑事事件に関し、有罪判決が確定したときは、当該一時差し止めされていた議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、これを返納させるものとする。</u></p> <p>(期末手当の一時差し止め等)</p>	<p>(期末手当の一時差し止め等)</p>	<p>議員報酬を一時差し止めされる月が起訴又は判決が確定する月の場合で、起訴された日が月の初日でないとき又は判決の日が月の末日でないときの議員報酬の一時差し止めは公訴中の期間に限るものとし、公訴中の期間以外の議員報酬は日割りして算出した額を支給することとした。</p> <p>無罪判決が確定した場合は、議員報酬の一時差し止めを取り消すこととした。</p> <p>有罪判決が確定した場合は、一時差し止めされた議員報酬は支給しないこととした。</p>

改正後	改正前	解説
<p>第 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、基準日以前 6 箇月以内の期間において逮捕等期間及び第 4 条の 3 第 1 項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めた期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間及び当該議員報酬の支給を一時差し止めた期間(当該基準日以前 6 箇月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額の支給を一時差し止める。</p>	<p>第 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、基準日以前 6 箇月以内の期間において逮捕等期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間(当該基準日以前 6 箇月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額の支給を一時差し止める。</p>	<p>公訴中の期間において議員報酬の一時差止めがあった場合には、その期間の日数に応じて、日割りによって算出した額の期末手当の支給を一時差し止めることとした。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>3 前条の規定にかかわらず、基準日以前 6 箇月以内の期間において不支給期間(第 4 条の 2 第 3 項後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。)及び第 4 条の 3 第 4 項の規定により議員報酬を支給しない期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間及び当該議員報酬を支給しない期間(当該基準日以前 6 箇月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額は支給しない。</p>	<p>3 前条の規定にかかわらず、基準日以前 6 箇月以内の期間において不支給期間(第 4 条の 2 第 3 項後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。)がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間(当該基準日以前 6 箇月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額は支給しない。</p>	<p>第 4 条の 3 第 4 項の規定により支給しないこととした議員報酬がある場合は、その支給しない期間に係る期末手当は支給しないこととした。</p>